

林野庁所管直轄事業における再評価第三者委員会の議事概要

北海道森林管理局

直轄治山事業関係

(共通事項)

- ・ いずれの地区も地元住民の水道水源として活用されている重要な森林であり、水源かん養機能の発揮は、国有林の管理経営の重要な目的のひとつであることから、適正に管理を行い、整備を行って行かなければならない箇所である。
- ・ 公費を投入してこれだけの効果があがったということを、モデル流域として現地を見てもらうなど広くPRしていくべきである。

(漁川上流地区 (国有林治山事業))

- ・ 地元からの要望、下流域の保全、水源利用等から、事業を継続することについて異存はない。

(貫気別川地区 (国有林治山事業))

- ・ 地元からの要望、下流域の保全、水源利用等から、事業を継続することについて異存はない。

(水源の沢地区 (国有林治山事業))

- ・ 地元からの要望、下流域の保全、水源利用等から、事業を継続することについて異存はない。

北海道森林管理局旭川分局

直轄治山事業関係

(暴れ沢地区 (国有林治山事業))

- ・ 暴れ沢は、上流部にまだ多量の不安定土砂が堆積しており、下流部は流出土砂の堆積により天井川となっていて氾濫するおそれがある。下流には、町道や町の水道施設など多くの保全対象があることから、事業の継続による整備が適当である。

北海道森林管理局帯広分局

直轄治山事業関係

(留辺斯地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、地元からの要望及び森林保全・水資源利用等から、事業を継続することについて異存はない。

東北森林管理局

直轄治山事業関係

(共通事項)

- ・ 治山施設設置後の維持管理を適切に実施し、環境の改変への配慮を行って事業を推進することが望ましい。
- ・ 災害の発生を防止するために必要な箇所には、治山ダムをもっと多く、もっと早急に設置すべきである。

(葉の木沢地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続を認める。

(四ツ谷川地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続を認める。

東北森林管理局青森分局

直轄治山事業関係

(棚沢地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続について異存はない。

(城ヶ沢地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続について異存はない。

(五月女蕨地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続について異存はない。

(猿ヶ森地区(国有林治山事業))

- ・ 事業の継続について異存はない。

国有林林道事業関係

(石取沢林道)

- ・ 事業の継続について異存はない。

(赤川林道)

- ・ 希少動植物等にはどのような配慮を考えているか。

(今後、実行に当たっては、時点時点での調査を行い適切に判断したいと考えている。)

- ・ 林道で連結せずに作業道に変更するのか。

(地形、地質等全般的に判断し、施工及び今後の管理上で困難の予想される箇所があるため、今後の開設は地形的に安定した範囲に止めることとしたい)

- ・ 開設にあたっては、工法の対応等に十分な配慮をして頂きたい。再評価結果案については、意義はない。

(大榭林道)

- ・ 事業の継続について異存はない。

関東森林管理局

直轄治山事業関係

(篤川地区(国有林治山事業))

- ・ 治山事業の保全効果及び継続性、治山事業の説明に用いる用語や施工方法等をもっと分かり易く、かつ、説得力のある言葉にまとめ、誰にでも分かり易く整理してPRすべきである。

- ・ これまでのようなコンクリート構造物の設置のみでなく、森林整備を治山事業で実施すべきである。

- ・ 間伐材は、15年生～30年生の径級の小さいものばかりでなく、もっと太いものも使用して木材の有効活用を図っていく必要があるのではないか。

- ・ 本事業の継続については異存はない。

関東森林管理局東京分局

直轄治山事業関係

(共通事項)

- ・ 保安林指定を拡大して流域を保安林全体として管理し、保全機能を高めていく必要がある。
- ・ 治山事業で森林整備を積極的に実施し、地域の保安機能を高めていく必要がある。

(大河俣地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

(世附地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

(富士山地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

(高熊地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

(只木地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

(都沢地区(国有林治山事業))

- ・ 保全対象の被害防止等のためにも事業は継続することが適当である。

中部森林管理局

直轄治山事業関係

(米子地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、火山地帯で酸性の強い崩壊地が多く存在しており、自然復旧は困難である。
- ・ 土砂生産が旺盛で、異常気象時には下流に被害を与えるおそれがあり、地元からの強い要望があることから、事業の継続が必要である。

(馬曲瀬川地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、豪雪地帯であり雪崩やグライド等の積雪作用と寒冷作用による拡大崩壊により、土砂生産が旺盛で、溪床に不安定土砂の堆積が見られる。
- ・ 地元では、大崩壊地からの濁水の影響を危惧して治山事業の継続を強く望んでいることから、事業を継続し下流域の保全を図る必要がある。

(大月川地区(国有林治山事業))

- ・ 当地区は、八ヶ岳の東斜面に位置し、地元小海町の生活用水の水源流域であることに加え、八ヶ岳の観光に利用される併用林道が通過する等重要な地域である。
- ・ 火山地帯であることから土砂生産が旺盛で、溪床に不安定土砂の堆積が見られ、降雨により下流に被害を与えるおそれが残っている。
- ・ 国有林内に上水道施設が設置されており、地元からの要望も強く早期に復旧整備を完了する必要があることから、事業の継続が望ましい。

中部森林管理局名古屋分局

直轄治山事業関係

(共通事項)

- ・ 治山事業の目的や実施したことによる効果をもっとPRする必要がある。
- ・ 水質浄化の効果状況を、科学的な資料に基づき示すことが必要ではないか。

(野麦(脇谷)地区(国有林治山事業))

- ・ 当流域は、地形・地質が非常に劣悪で荒廃が著しく、溪岸崩壊が発生しており、地元高根村からも治山事業推進の要望もあることから、事業を継続することが適当である。

(川上地区(国有林治山事業))

- ・ 当該地区は、馬瀬村全域に生活用水を供給している重要な水源地であり、流域内の地形は急峻で侵食が活発で溪床のいたる所に不安定土砂が堆積しており、地元馬瀬村からも事業継続の要望もあることから、事業を継続することが適当である。
- ・ もう少し森林整備に予算を使用すべきではないか。また、木材を利用した治山ダム等も施工すべきではないか。

近畿中国森林管理局

直轄治山事業関係

(共通事項)

- ・ 現地発生材の有効活用により、事業コストの縮減に配慮することが望ましい。
- ・ 災害が発生すれば、人命等に影響を及ぼす可能性があり、また、復旧に多大な経費を要することから、復旧よりも予防に力を入れることが望ましい。
- ・ 一般の方に治山事業の必要性・効果をより具体的に理解していただくためにも、山脚が固定し崩壊地が復旧している状況を、より具体的に表現できる現地写真等を収集しておくことが望ましい。
- ・ 溪間工を優先して実施するとなっているが、なぜ優先して実施するか等は、一般の方が理解できる表現方法に配慮することが望ましい。

(三ツ谷地区(国有林治山事業))

- ・ 下流域の保全、地元の要望等から対象事業を継続することに異存はない。

(黒滝地区(国有林治山事業))

- ・ 下流域の保全、地元の要望等から対象事業を継続することに異存はない。

四国森林管理局

国有林林道事業関係

(佐川山林道)

- ・ 森林を適切に保全管理するうえで林道の整備が必要であり、事業を継続することが適当。

- ・ 他事業に活用するために、早期の完成が望まれるのではないか。
(当局管内は地形が急峻で、他局と比較して開設単価が割高となっているが、現地発生材料の転石等を利用した工法を積極的に採用することにより、開設単価の低減に努めている。)
- ・ 再評価において対応方針を判断する主な因子は何か。
(事業の必要性、地元市町村の意向等により総合的に判断する。)

九州森林管理局

直轄治山事業関係

(檜葉地区 (国有林治山事業))

- ・ 本事業は、復旧治山事業として、集中豪雨等による山腹崩壊地の復旧を目的としたもので、急を要する事業と判断されるので事業を継続することが適当である。
- ・ 特に、本事業は、地元住民の生活とかかわりが強く、下流域の保全対象に被害を及ぼす危険性が高いことから、地域住民からの要望も強い事業であり、できるだけ早く事業の目的達成に努めてもらいたい。
- ・ 併せて、市町村の要望にもあるように、河川の水質汚濁防止や景観へ十分配慮した事業を行うなど、地元の意見を踏まえた事業を進めることが望まれる。
- ・ なお、これらの点について、森林管理局検討委員会での再評価結果は、当該意見が十分反映されているものと判断できる。

国有林林道事業関係

(共通事項)

- ・ 事業の継続は間伐の促進あるいは森林管理上妥当かつ重要と判断される。従って、次年度以降も事業を継続されたい。特に、本事業対象地となる人工林はいずれも伐期に近づいており、その整備は急務であり、早急な事業の促進が望まれる。
- ・ なお、事業実施の際、事業対象地域における河川の水質汚濁防止、災害防止、環境保全など市町村及び県の要望や意見を十分踏まえて事業を進めることが求められるが、この点について、森林管理局検討委員会での再評価でも十分配慮されているものと判断する。